

—「せかいなみ」の考察—

「おふでさき」は神意の教祖と「せかいなみ」の秀司との抗争史

「おふでさき」には神の思いを表現する言葉として、「月日の心」38例、「神の心」26例、計64例があります。また、それに対する言葉として、「せかいなみ」18例、「にんけん(の)心」30例、「ひとなみ」5例、計53例あります。

今回はどのような状況で神の思いと違うことを意味する言葉が使われているのか、特に「せかいなみ」について考えてみたいと思います。一応「せかいなみ」の意味を辞書でみると、「世間並」と同義で「一般の人と同じ程度」と思われますが、教祖が求める基準とはかけ離れていたということです。

〔せかい〕 【世界】名 (過去・現在・未来を世といい、東西南北上下を界という) ①〔仏〕古代インド宇宙説による世界。須弥山を中心に一世界を考えた。②地上界。人間界。③国土。④世の中。世間。⑤そこらじゅう。あたり一面。⑥世の中の人。世人⑦生活に関与する限られた土地。地方。⑧田舎⑨行動の範囲。住む範囲。⑩江戸時代、遊興をする場所。 (例は全て略) 【『古語辞典』角川書店. 1976】

〔世間並〕 一般の人と同じ程度。【『新明解国語辞典』三省堂. 1997】

一号 18. みへてからといでかゝるハ せかいなみ みへんさきからといでをくそや
一般論

〃 25. やまいとて せかいなみ でハないほどに 神のりいふくいまぞあらわす
この「せかいなみ」は「普通」の意味。

二号 35. いまゝでハ上たる心ハからいで せかいなみ やとをもていたなり
秀司は教祖のことを理解していない

三号 43. いまゝでハなによの事も せかいなみ これからわかるむねのうちより
三号が書かれた理由とこかんを返せ

五号 18. このみちハ せかいなみ とハをもうなよ これまつだいのこふきはぢまり
『日本靈異記』

〃 60. その事をなにもしらすにそばなるハ せかいなみ なる事をふもて

〃 61. なによても せかいなみ とハをもうなよ なにかめつらしみちがあるぞや
大和神社事件

七号 3. 上たるハそれをしらすになに事も せかいなみ やとをもてているなり
国家神道への道

〃 51. こらほどにをもう月日のしんぢつを そばな心わまた せかいなみ
こかんのこと

〃 69. それしらすうちなるものハなにもかも せかいなみ なるよふにをもふて
こかんの妊娠

八号 34. 月日にハたいて心ハつくせとも せかいぢううハまだ せかいなみ
おびやたすけの真偽

十一号 12. それしらすそばの心ハたれにても せかいなみ なるよふにをもふて
こかんを返せ

十二号 20. それしらすみなの心ハたれにても せかいなみ なる事ばかりゆう
〃 21. このところ せかいなみ とハをもうなよ 月日の心ばかりなるぞや
ようぼくの心構え

〃 106. 一れつハみなうたごふてたれにても せかいなみ やとをもてているので
「よろづたがいにたすけする」ならば助かることが分からぬ

〃 166. この元をたしかにゆうてかゝるから せかいなみ なる事でゆハれん

〃 176. けふの日ハなにもしらすにたれにても せかいなみ なる事であれども
雨乞いの精神 他人の田さえ水が入ればよいという心になれ

十五号 82. それしらすうちなるものハないもかも せかいなみ なるよふにをもふて
「せかいなみ」の総括、秀司の死

「せかいなみ」の考察

①

「みへてからといてかゝる」は「せかいなみ」一号18

「おふでさき」中の「せかいなみ」の最初が一号18の
おうたです。ここは特に深い意味があるわけではなさ
そうです。

「かぐらつとめやてをとり」をすることによって、「りうけ
いがいさみでる」=豊作になるということを、事前に説
いておくということでしょうか。

「よろづよ八首」とほぼ同じ内容で始まる一号1から18
までは、「おふでさき」全体の序章というようなもので
しょうか。

9. だん／＼と心いさんでくるならバ せかいよのなかところはんじよ
10. このさきハかぐらづとめのてをつけて みんなそろふてつとめまつなり
11. みなそろてはやくつとめをするならバ そばがいさめバ神もいさむる
12. いちれつに神の心がいづむなら ものゝりうけかみないつむなり
13. りうけいのいつも心ハきのとくや いづまんよふとはやくいさめよ
14. りうけいがいさみでるよとをもうなら **かぐらつとめやてをとりをせよ**
15. このたびハはやくてをどりはじめかけ これがあいづのふしきなるそや
16. このあいづふしきとゆうてみへてない そのひきたれバたしかハかるぞ
17. そのひきてなにかハかりがついたなら いかなものてもみながかんしん
18. みへてからといてかゝるハ**せかいなみ** みへんさきからといてをくそや

秀司の病気は普通一般の病気ではない、神の立腹の表現である 一号25

②

25に「せかいなみ」があり、そこに「神のりいふく(立
腹)」と出でています。このおうたが書かれたとき、秀司は
「あしのちんば」(一号31)の他に何か病む所があったの
でしょうか。この病に付いて「神のゆう事きかん」「神の
ざんねん」と強い言葉が続きます。

19, 20にある「ハぶく」「ハほく」は和睦の意味です。
誰と誰が和睦するのか、それは秀司と教祖ということ
です。19の「上」は秀司を指しています。中山家の当主
という意味です。教団の解釈では、これを明治の新政
府としているので、24以下のおうたと繋がりません。

19. このさきハ上たる心たん／＼と 心しづめて**ハぶく**なるよふ
20. この**ハほく**むつかしよふにあるけれど だん／＼神がしゆこするなり
21. このよふハりいでせめたるせかいなり なにかよろづを歌のりでせめ
22. せめるとててざしするでハないほどに くちでもゆハんふでさきのせめ
23. なにもかもちがハん事ハよけれども ちがいあるなら歌でしらする
24. しらしたらあらハれでるハきのどくや いかなやまいも心からとて
25. やまいとて**せかいなみ**でハないほどに **神のりいふく**いまぞあらわす
26. いまゝでも**神のゆう事きかん**から ぜひなくをもてあらハしたなり
27. こらほどの**神のざんねん**でてるから いしやもくすりもこれハかなハん
28. これハかり**ひとなみ**やとハをもうなよ なんてもこれハ歌でせめきる

教祖と秀司は対立していた－この対立を見えなくする本部の「上」解釈

一号19. の「上」を『註釈』は「上に立つ人びと」とし、具体的には新政府で、「ハぶく(和睦)」とは新政府と佐幕派との融和であるとしています。この解釈は教内事情から眼をそらさせるものです。それに対して、下の木村論文は「上」を「お道の指導者層」とし、教内問題に引き戻しています。そして、「『おふでさき註釈』の註にあるようなことではない。」と『註釈』を否定します。

この論文が発表されたのは、昭和42年10月で、翌11月に中山正善真柱が亡くなっています。単なる偶然かも知れませんが、『註釈』の内容を否定することは、「おふでさき」解釈の再考を促し、さらに現行教理内容の正当性を問うことになる大問題で、木村論文のような研究姿勢を許しているのは、正善真柱であったわけです。これ以後、『註釈』を逸脱する研究は本部の出版物からは姿を消します。

木村論文の画期的意義－『おふでさき註釈』の解釈を否定したこと－

【「<おふでさき>第一号十九首二十首の考察－特に<ハぶく><ハぼく>の歴史的理解と用字について」

(木村善為著『天理教学研究17号』昭和42年10月発行)】

[木村論文の要約]

『おふでさき註釈』は、「上」を、新政府のことと解釈している。しかし、この時期、天下の趨勢は、新政府の方に決しており、和睦を必要とするような勢力はない。ゆえに、『註釈』の解説には無理がある。「おふでさき」一号は、「やしきのそうじ」と「つとめ」が主題であり、19, 20についても、それらに関連すると解釈するのが、妥当である。ここで和睦とは、「内」のことではないかと考えられる。「上」も、対外的な権力者ばかりでなく、「お道の指導者層」についても言わされたのではないか。『お道を、まだ、せかいなみの教えであるとさえ思つて行動する内なる“上”たる者的心をしづめ、和(やわら)ぎむつぶよう、むつかしいことであるが、親神が働く』が、19, 20の意である。「以上、結論として、明治二年の歴史的事実は『おふでさき註釈』の註にあるようなことではない。」

【現行版註釈】

一九、これからは、上に立つ人々は、心を平静にして互に融和しなければならない。

二〇、この融和は難しいようであるが、次第に親神が守護するから、やがて実現するに違いない。

註 維新創業の際で、人心不安で疑惑深く、表面新政府に帰順しながら、内心歴代君侯の恩を思うてひそかに事を謀る者があり、果して平穏に藩籍奉還が実行出来るかと憂えられた位であった。右二首のお歌はこの国情に対して、親神様は、将来人心必ず一に帰して安定す可きを念い、月日親神様の守護もまたそれにある事を述べられたものである。

【昭和3年版『おふでさき附釈義』に付けられた註】

註 当時即ち明治二年の頃は維新創業の際で、人心不安で疑惑深く、表面新政府に帰順しながら、内心歴代君侯の恩を思うてひそかに事を謀る者があり、果して平穏に藩籍奉還が実行出来るかと疑問視された位で、新政府と佐幕派との二勢力は何時になれば融和できるかわからないやうな状態であった。右二首のお歌は此両者対峙の国情に対して、親神様は、日本は万世一系の天皇を君主と仰ぐ万邦無比の国体であるから、将来人心必ず朝廷に帰して融和す可きを念ひ、且親神の守護も亦それにある事を述べられたものと考えられる。

35. 「上たる心ハからいで」というのは、『註釈』にあるように「親神の心が分からぬ」ということなのですが、「上」をどう解釈するかが問題になります。ここも、一号19のように「上=お道の指導者層」とするとお道の指導者である秀司が教祖の教えを理解せず、世界並みの教えであるとしか思っていないということになります。

37の「ことわり」は「断り」ではなく「理(ことわり)」で、このころ、おやしきでは教祖の教えではなく、吉田神道の教えが説かれていたので、それに対して教祖の教え「理」を説けば、もっと人が寄ってくるという意味です。

明治になってから同7年までは、外部からの妨害はなかったので、註釈の説明は当たりません。

【現行版註釈】

二号37. 毎日教祖を慕うて集い来る人に断りを言えば、かえって慕い寄る人々がだんだんと増すばかりである。註 教祖様は慕うて来る人々に教を垂れておられたのであるが、世間にはこの教を真に理解していない人が多かったから、種々の誤解をお受けになり、従って種々な方面からしばしば妨害をこうむられたので、教祖様お側の方達は、かくては教祖様に御苦労をおかけするのみであると、参詣して来る人々に断りを言っていたのであるが、親神様としては、この教を弘める事がその思召しであるから、如何に断りを言うても教祖様を慕うて帰り来る人々は制しきれない。却ってなお増すばかりであるぞ、と諭されたのである。

どこのゆるしもなく、以前の様にして、通つて居りまして、何の障りもなく、だん／＼と信心する人はふえる斗りでござりまして、明治七年秋迄は、別条なくお通りに成りましたが、明治七年秋、山村御殿へ御越し被遊ましてから後は、明治八年を始めとして、十九年、御教祖様八十九歳の御春まで、警察署及監獄署へ御苦労被下ました事が十八度、實に御苦労被下ました道すがらでござります。（『正文遺韻』P56. 諸井政一. 1937. 山名大教会）

二号

31. これからハからとほんのはなしする なにをゆうともハかりあるまい
32. とふぢんがほんのぢいゝ入こんで まゝにするのが神のりいふく
33. たん／＼とほんたすけるもよふだて とふじん神のまゝにするなり
34. このさきハからとほんをハけるてな これハかりたらせかいをさまる
35. いまゝでハ上たる心ハからいで **せかいなみ**やとをもていたなり
36. これからハ神がたいない入こんで 心すみやかわけてみせるで
37. にち／＼によりくる人にことハリを ゆへばだん／＼なをもまあすで
38. いかほどのをふくのひとがきたるとも なにもあんぢなかみのひきうけ

【現行版註釈】三五、今まで、上に立つ人々は親神の心が分からぬものであるから、この道の真意を解しないで、世間ありふれたもののように思っていた。

明治7年までは妨害はなかった！

40から47のおうただけを読んでも、具体的に何を言っているのか分かりません。ここを理解するためには三号がどのような背景のもとに書かれたかを知る必要があります。三号は明治6年末に中山家で行われた神道説教に対する教祖の怒りから始まり、同7年が、同5年に樋本に行ったこかんの約束期限である3年目にあたり、こかんを中山家に返せという催促へつながっていきます。

つとめ場所で行われた神道説教—「たちものをとりはらへ」とは「神道教理を排除せよ」の意味

『註釈』は三号1のおうたについて「教祖様のお住いになる建物の建築を急き込まれた」としていますが、三号が書かれる前、明治6年11月4日に中山家(たぶん「つとめ場所」)では石上神社の神職によって「三条の教則説教」が行われていました。三号の表紙には、「明治七成年一月ヨリ」とありますが、外冊の5のおうたには「十月三日」とあり、これは陰暦で陽暦では11月22日になります。「説教」が行われた同月のうちに、三号は書かれ始めたのです。「おふでさき講習会録」は「邪魔」な意味として「おちゑ」が住んでいたことをあげていますが、二号解釈で「親神の教えが、吉田神道に属する形になっている」(『おふでさきを学習する』P125.安井幹夫)ことの解消を「やしきのそふじ」であるとの解釈からすると、「おちゑ」云々の話は見当違いの解釈で、ここで「たちもの」という言葉が表現しているものとは、具体的には、「つとめ場所」であり、内容的には、その場所で行われた「三条の教則の説教」と解釈できます。

2. の「なわ」には、ただす、すみなわで曲がりをなおすように、まちがいをただすという意味があると『評註御筆先』(P23.大平隆平.1916)に書かれており、1. 2. のおうたは、お屋敷に入り込んできた「高山の説教—神道的国民教化の教説」を取り払い、間違いを正して、神の教えに戻せという教祖の思い表現しているのです。そのように解釈すると、3号が《148 高山のせきゝよきいてしんしつの 神のはなしをきいてしやんせ》で締めくられることと繋がってきます。

三号40. たん／＼となに事にてもこのよふわ 神のからだやしやんしてみよ
 41. にんけんハみな／＼神のかしものや なんとをもふてつこてあるやら
 42. ことしにハめつらし事をはじめかけ いまゝでしらぬ事をするぞや
 43. いまゝでハなによの事もせかいなみ これからわかるむねのうちより
 44. このたびハたすけ一ちよにかゝるのも わがみのためしかかりたるうゑ
 45. たすけでもをかみきとふでいくてなし うかがいたてゝいくでなけれど
 46. このところよろつの事をときゝかす 神いちじよでむねのうちより
 47. わかるよふむねのうちよりしやんせよ 人たすけたらわがみたすかる

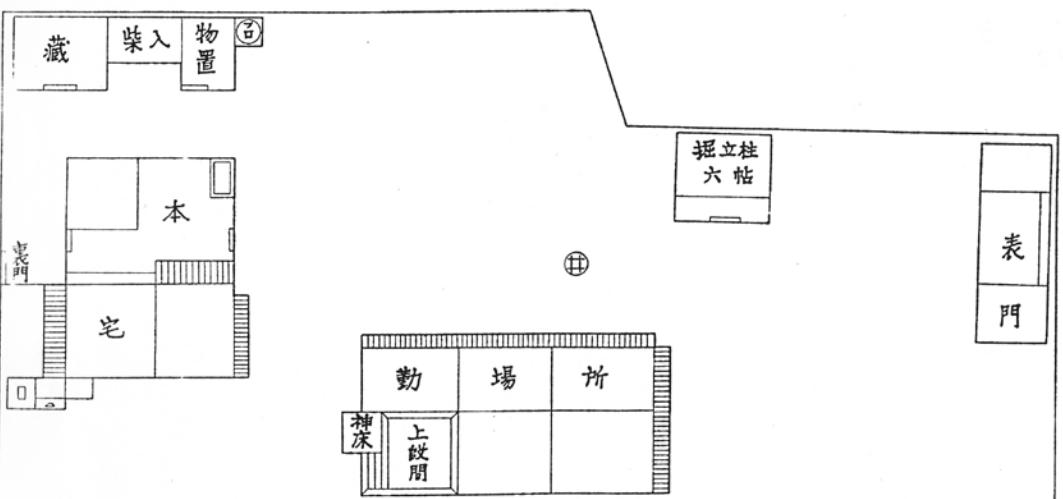
【註釈】四三、今まででは何かにつけこの精神が分からなかつたが、これから十分説き諭しをするから、はっきり分かるようになる。／ 註 せかいなみは、親神様のお話を未だ聞いた事も無い世間一般の人々と同様に、の意。

三号

1. このたびハもんのうちよりたちものを
はやくいそいでとりはらいせよ
2. すきやかにそふぢしたてた事ならば
なハむねいそぎたのみいるそや
3. しんぢつにそふぢをしたるそのゝちハ
神一ぢよで心いさむる
4. だん／＼とせかいの心いさむなら
これがにほんのをさまりとなる

なわ (繩) とはたゞす (正す) とかなほし (直し) はかる (度る) とかのり (法) とか云ふ言葉である。なわむね (繩棟) は即ら (原文のママ) 直棟にして眞直の棟即ち正法をさして云ふ。従つて此の一篇の歌旨を簡単に云へば曲がれる道を直くせよと云ふことである。 5

『註釈』は三号1の「たちもの」を「邪魔になる建物」とし、昭和3年の「おふでさき講習会録」は具体的に「秀司先生と内縁関係の婦人の住居」としています。当時の中山家の戸主は秀司で、教祖は隠居の立場です。そこから秀司が本宅に住み、「婦人」が同居していれば、一緒に暮らしたでしょう。「勤場所」の上段間には慶応3年から神道式の祭式が飾られ、明治6年には三条の教則説教なども行われましたから、教祖はそこでは暮らせず、「掘立柱六帖」にいたのではないかと思われます。また、「中南の門屋」は「表門」の位置に建てられますから、「邪魔になる建物」はありません。『註釈』の説明は、当時の状況からみて、納得できるものではないのです。



勤場所建築当時

【註釈(現行版)】三号1、2

一、この度は屋敷の内から、道の発展上**邪魔になる建物**を取り払うて了え。

註 親神様は、教祖様のお住いになる建物の建築を急き込まれた。そこで、この年には先ず門とそれに続いた住居と倉の建築を始められた。それには屋敷内の地取りをせねばならぬが、その当屋敷内には邪魔になる建築があつたので、それを取り払うて早く屋敷内の掃除をするようにと、急がれたのである。

二、速やかに残る隈なく屋敷の掃除が出来たならば、なわむねを急いで張るように。

註 なハむねは、建築をする場合になわを張ってその位置を示すもの。

こうして新しく建築せられた建物は、明治八年しゅん工し、教祖様は同年から十六年まで、そこで教を説かれ、その後久しい間運び場所となっていた。中南の門屋と呼ばれていた建物が即ちこれである。

三、真実に掃除が奇麗に出来たならば、そのあとは道一筋になって心が自然と勇んで来る。

四、次第にこの道が弘まり世間一般の人々の心が勇んで来ると、親神の真意が人々の心に行きわたって、これでにほんは円く治まるようになる。

このたびはもんのうちよりたちものを はやくいそいでとりはらひせよ (一) /
と仰せられましたのは、当時中山家の屋敷内には秀司先生と**内縁関係の婦人の住居**がありましたので、実際から云ふて地取りするにはそれが**邪魔**にまりましたから、それを取り除いて了はうとせられたので御座いますが、今一つにはさう云ふ汚(けが)れた関係をすっきり断つて屋敷の掃除をすると同時に、人々の心を掃除をする事をお急ぎ込みになつたので御座います。【「おふでさき講習会録」『みちのとも』昭和3年11月20日号P42】

「しんばしら」とは「かんろだい」と「こかん」

三号8. に、「しんのはしらをはやくいれたい」という句があります。『註釈』は「しんのはしら」をかんろだい、また、櫻本の梶本家の三男真之亮であるとしていますが、このとき、真之亮はまだ9歳で「うちをふさめる」ことなどとても無理です。ではだれを教祖は「うちをふさめるしんばしら」と想定していたのでしょうか。それがこかんです。42, 43は多様な意味に解釈できますが、ここではこかんが中山家に戻ることとしてみました。おはるが亡くなった後、その後妻になつたと理解しているのは「せかいなみ」の考へであつて、教祖はただ3年間貸しただけだから、返せというわけです。そのことについてこかんは悩みます。その悩みに対する教祖の思いが44～47です。

三号

7. これからハ水にたとゑてはなしする すむとにごりでさとりとるなり
8. しんぢつに神の心のせきこみわ しんのはしらをはやくいれたい
9. このはしらはやくいれよとをもへども にごりの水でところわからん
10. この水をはやくすまするもよふだて すいのとすなにかけてすませよ
11. このすいのどこにあるやとをもうなよ むねとくちとがすなとすいのや
12. このはなしすみやかさとりついたなら そのまゝいれるしんのはしらを
13. はしらさいしいかりいれた事ならば このよたしかにをさまりがつく
14. このはなしときばかりであるほどに これさとりたらしよこだめしや

このこかんの悩みについては、七号51、69、十一号12の「せかいなみ」のところへつながっていきます。

三号56

このたびハうちをふさめるしんばしら
はやくいれたい水をすまして

【現行版註釈】 七、これからは水を例にとって教を説き諭しするが、水が澄んであるとは、人々の心にほこりが無くて奇麗な事であり、濁つてあるとは、人々の心にほこりが積もっている事であるから、それによって各々に悟るがよい。

八、親神が心から急き込んでいるのは、一日も早く中心を定めたいという事である。

註 しんのはしらとは、中心柱の意であつて、元來は建築上の用語である。故にすべて、しんとなるものを言うておられる。本教では、おつとめの時はかんろだいをさし、人の時にはこの道の中心になられる方をさし、心の時には中心思想を言う。

即ち、人類創造の理を現し、たすけ一条の信仰の中心地点を示すかんろだいを、「にほんのしんのはしら」と仰せになり（第八号八五参照）／ 本教の中心たるお方を「うちをふさめるしんばしら」と仰せになっている。（本号五六参照）／ 本歌は、かんろだいのつとめの完成を目指して、この双方にわたり、建設確立をお急ぎ込み下さっている。

九、この柱を早く入れたいと急いでいるが、皆の心が澄んでないので、入れる事が出来ぬ。／ 註 当時、かんろだいの模型は出来て居たが、その立てられるべきぢばは未だ定まっていなかつた。又、親神様は中山家の後継者にしてお道のしんばしらたる可き人を、櫻本の梶本家の三男真之亮様に決定しておられて、早くおぢばに定住させたいと思うておられたが、そばな者はこの親神様の胸の中を悟らず、各々勝手な考えを抱き、皆の者が一致していなかつた事を、仰せられたのであるといふ。

五号18に「せかいなみ」があります。この号は「1. いまゝでハギうばとゆうハまゝあれど あとさきした事ハあるまい」から始まっています。これは『日本靈異記』にある話が前提になっているというのが通説です。そして、この上の句は『日本靈異記』にあるような話もあるということを述べ、下の句では後先知れたことはないといっています。『日本靈異記』の説話をそのまま信じるのであれば、「あとさき」は知れているわけですが、教祖はそれを否定されています。「せかいなみ」という視点から見ると、『日本靈異記』の話は「せかいなみ」であり、「このみちハせかいなみとハをもうなよ」というのが教祖です。

『註釈』は、『日本靈異記』が説くそのままの内容をここに当てはめています。

ただ、「あとさきした事ハあるまい」を「如何な者が牛馬に墮ちるか、……だれも知らないであろう」と解釈していますが、まさにそれを説いたのが『靈異記』なのですから、別の意味を与えるべきなりません。別の意味とは何かが問題なのです。

五号1. いまゝでハギうばとゆうハまゝあれど あとさきした事ハあるまい

2. このたびハさきなる事を此よから しらしてをくでみにさハりみよ
3. このよふハいかほどハがみをもふても かみのりいふくこれハかなハん
4. めへ／＼にハがみしやんハいらんもの 神がそれ／＼みわけするぞや
5. 一やしきをなじくらしているうちに 神もほとけもあるとをもへよ
6. これをみていかなものでもとくしんせ 善とあくとをわけてみせるで
7. このはなしみな一れつハしやんせよ をなじ心わさらにあるまい
8. をやこでもふう／＼のなかもきよたいも みなめへ／＼に心ちがうで
9. せかいぢうどこのものとハゆハんでな 心のほこりみにさハりつく
10. みのうちのなやむ事をばしやんして 神にもたれる心しやんせ
11. どのよふなむつかし事とゆうたとて 神のぢうよふはやくみせたい
12. いまゝでハ神のぢうよふしんぢつを しりたるものさらになないので
13. これからハいかなむつかしやまいでも 心したいになをらんでなし
14. しんぢつの心を神がうけとれば いかなぢうよふしてみせるてな
15. こらほどの神のしんぢつこのはなし そばなるものハはやくさとれよ
16. これさいかはやくさとりがついたなら なにゝついてもみなこのどふり
17. けふまでハなによの事もせかねとも もふせきこむでをふくハんのみち
18. このみちハせかいなみとハをもうなよ これまつだいのこふきはぢまり

人間が牛馬になるという話は、日本最古の説話集である『日本靈異記』に、大和国添上郡（奈良市帶解町あたり）の話として「子の物を偷（ぬす）み用ゐ、牛となりて役（つか）はれて異（あや）しき表（しるし）を示す縁（えに） 第十」があり、ほかにも数例をみることができます。この系統の説話は大陸に由来するといわれているが、古代より民衆の間に流布していたものであろう。【『おふでさきを学習する』P212.安井幹夫.2016.私家版】

「おふでさき」の善惡の基準—高低があると思っている心が、悪

3. から8. は、人間の心はみな違っていて、その中には「かみのりいふく」の対象になるような心もあることを言われるのですが、ここでは、善惡の説明はされていません。「おふでさき」の中で、どこでこの善惡の基準を示されているかというと、十三号で
41. けふまでわどんなあくじとゆうたとて わがみにしりたものハあるまい / 42. こ
の心神がしんぢつゆてきかす みないちれつわしやんしてくれ / といわれています。
すなわち、この2首に続く十三号43から、49のお歌において、お道における善惡の基
準が、明確に示されているのです。

世界中の人間は、みな兄弟であり、魂の違いはないのに、親神の教えを知らない人
間の心では、高低があると思っている。その心が、悪なのだと実に明快であります。そ
して、49のお歌では「むほんのねへわきれてしまうに」といわれるのです。現在の世界
情勢を見る時、このお歌が指し示す意味を思案することが、世界中の人間に求められ
ているのではないでしょうか。

十三号 43. せかいぢういちれつわみなきよたいや たにんとゆうわさらにないぞや
44. このもとをしりたるものハないのでな それが月日のざねんばかりや
45. 高山にくらしているもたにそこに くらしているもをなしたまひい
46. それよりもたん／＼つかうどふぐわな みな月日よりかしものなるぞ
47. それしらすみなにんけんの心でわ なんどたかびくあるとをもふて
48. 月日にハこのしんぢつをせかいぢうへ どふぞしいかりしよちさせたい
49. これさいかたしかにしよちしたならば むほんのねへわきれてしまうに

「これ」(6)と言われるのは四号108(※これをみよせかいもうちもへたてない むねのうちよりそふぢするぞや)その他にみ
られるように、話題の中で重要な事柄として明らかなものである。ここでは「神の立腹」(3)であり「かやし」(四号129—※この
かやし神のはたらきこれをみよ いかなものでもまねわでけまい)である。そしてこの説明は6の下の句に出ている。/
善と惡
とについて、ここでは説明しないでも分かっているような話し方をされているが、十三号41—49では惡事をなす心を明らかにす
ることによって善惡を説明している。【『おふでさき通訳』P180. 芹沢茂. 道友社. 1981】

【現行版註釈】一、これまでから、牛馬に墮ちる、牛馬に墮ちると説く者もあるが、如何な者が牛馬に墮ちるか、又如何にして牛馬の道から救われるか、今日までに明らかに説き諭した事は無いから、だれも知らないであろう。註 ぎうぱは、牛馬の生活、即ち畜生道の意。/
二、この度は、身に障りをつけて、来生の事をこの世から知らして置くから、現れている我が姿を見てよく反省せよ。
/
三、この世は、親神の司る処であるから、どれ程我身思案で自己の利益ばかりを計っても、一旦親神の積もるもどかしさが現れたならば、如何とも致し方がない。/
一～四、総註 以上四首のお歌は、おぢばの近村に住んでいた某女を実例としてお説き下さったもの、と言い伝えられている。
/
某女は邪けんな性質で、教祖様に数々の御恩を受けながら、お屋敷の前を通っても立寄る事さえしなかった。それ程であるから、人々に対してもむごい心づかいが多かった。教祖様は常にそばの人々に『報恩の道を知らぬ者は、牛馬に墮ちる。』とも『牛見たようなものになる。』/とも仰せられた。果して、某女は、明治七年から歩行かなわぬ病体となり、二十余年間、そのままの状態で家人の厄介になってこの世を終った。

子の物を偷用(ぬすみてもちい)て牛と作(な)りて役(つか)はれ異(あや)しき表(しるし)を示す縁(ことのもと) 第十

大和国添上郡山村中里に、在昔椋家長公といふひと有り。十二月に当り、方広經に依りて先の罪を懲いむと欲ひて、使人に告げて云はく「一の禪師を請ふべし」といふ。其の使人問ひて曰く「何れの寺の師をか請へむ」といふ。答へて曰く「其の寺を択ばず、遇ふに隨ひて請へよ」といふ。其の使願に隨ひて路行く一の僧を請得て家に帰る。家主心を住めて供養す。其の夜に、札經已に訖りて僧息はむとする時に、檀主設けて被を以ちて覆ふ。僧すなはち心に念はく「明日に物を得むよりは被を取りて出でむに如かず」とおもふ。時に声有りて言はく「其の被を盗ることなけれ」といふ。僧大に驚き疑ひ、顧て家の中を窺ひて人を見む。ただし一の牛のみ有りて家の倉の下に立つ。僧牛の辺に進む。牛僧に語りて言はく「吾れは此の家長の父なり。吾れ先の世に、人に与へむが為に吾が子に告げずして稻十束を取りき。所以に今牛の身を受けて先の債を償ふ。汝は是れ出家なり。何すれぞ輒く被を盗る。其の事の虚実を知らむと欲はば、我が為に坐を設けよ。我れ上り居む。其の父と知るべし」といふ。是に僧すなはち大に愧ぢ、還りて宿る処に止る。明朝に事の行既に訖りて曰く「他人を遠く却らしめよ」といふ。然うして後に親族を召集めて具に先の事を陳ぶ。檀越すなはち悲ぶる心を起して牛の辺に就き、藁を敷きて白して言さく「實に吾が父ならば、此の座に就きたまふべし」とまうす。牛膝を屈げて座の上に臥せれば、諸の親声を出し大に啼泣きて言はく「實に吾が父なり」といふ。すなはち起ちて礼拝みて、牛に白して言さく「先の時に用たまひし所は今咸免し奉る」とまうす。牛聞きて涙を流し大に息く。即日の申時に命終る。然うして後に覆へる被と財物とを其の師に施し、更に其の父の為に広く功德を修る。因果の理あに信はざらむや。【『日本靈異記』P22. 「日本古典文学大系30」岩波書店. 1996】

主人が僧を呼んで読經をしてもらおうと考えた。召し使いをやって、道で出会った僧を連れてこいと命じた。変な呼び方もあるものだ。／それで僧が呼ばれてきて、読經の後その家に泊まることになる。／夜中に僧は、悪いことを考える。夜具を持って逃げよう……と。明朝になってもらうお布施よりも、その夜具のほうがよほど高価であったからだ。／「その夜具を盗んではいかん！」／逃げ出そうとする僧に、どこからかそんな声がする。辺りを見ても人はいない。ただ倉の前に一頭の牛がつながっていた。その牛が話したのだ。／「わたしはこの家の主人であった。だが、前世で子供に黙って、稻十束を盗んで人にやったことがある。その罪のために、今こうして牛になつて償っているのだ。あなたは出家の身でありながら、どうして夜具を盗もうとするのか。盗みの罪はかくも大きいのに……」／僧は恥じ入って盗みを思いとどまり、翌朝その出来事を家の人々に告げる。驚いた家人たちは、牛にひとつテストすることを思いつく。／わらを敷いた座を用意して、家の主人が言った。／「あなたが父上なら、どうかこの座に上ってください」／牛は進み出て座に上り、ひざを曲げて席に腹ばいになった。間違いなく父であることが証明されたわけだ。／主人は牛に向かって礼拝して言う。／「前世であなたがお使いになったものは、すべて許します」／牛は涙を流し、嘆息した。／その日の夕方、四時ごろに牛は死んだ。／子供は父のために供養を営んだという。／これが畜生道である。ちょっとおかしなところもある話だが、わたしたちが六道に輪廻する様がよく描かれている話である。かの牛は幾年にもわたってむち打たれ、酷使されてきたのである。畜生道は、やはり苦しみの世界であったわけだ。その苦しみを通じて、前世における罪の償いをするのである。【『仏教の世界観・地獄と極楽』ひろさちや. 1990. 鈴木出版. P146～148】

56に「八月」とあります。「現行版註釈」は大和神社事件のこととしていますが、その時期は「陰暦十月」になっています。『稿本』も同じです。しかし、昭和3年の註釈には「八月」で、昭和12年版では「陰暦八月」になっています。なぜ、現在は「陰暦十月」とされたのか不可解です。ともあれ、56が大和神社事件を指していることはどの註釈でも同じです。そこに「60. そばなるハ せかいなみなる事をふもきて」とあり、これはどういう意味なのでしょうか。

変わる大和神社事件の時期

【現行版註釈】五六、五七、註 明治七年**陰暦十月**、松尾市兵衛、仲田儀右衛門の両名は、教祖様の命を受けて、大和神社の神職につき、天神地ぎの御姿並びに御守護を聞きに行った。…………

【昭和3年版】明治七年**八月**松尾市兵衛、中田儀右衛門の両氏は、

【昭和12年版】明治七年**陰暦八月**松尾市兵衛、中田儀右衛門の両氏は、

五号

56. けふの日ハなにがみへるやないけれど **八月**をみよみなみへるでな
57. みへるのもなにの事やらしれまいな **高い山からをふくハのみち**
58. このみちをつけよふとてにしこしらへ そばなるものハなにもしらすに
59. このとこへよびにくるのもでゝくるも かみのをもハくあるからのこと
60. その事をなにもしらすに**そばなるハ せかいなみ**なる事をふもきて
61. なにゝても**せかいなみ**とハをもうなよ なにかめつらしみちがあるぞや
62. だん／＼このよはぢめてひハたてど たれかしんぢつしりたものなし
63. いかほどに神の心わせゑたとて みなの心ハまたうゝかりと
64. はや／＼としやんしてみてせきこめよ ねへほるもよふなんとしてでん
65. このよふのしんぢつねへのほりかたを しりたるものハさらになないので
66. このねへをしんぢつほりた事ならば ま事たのもしみちになるのに
67. このみちをほりきりとふりぬけたなら 上下ともに心いさむに
68. これからハなんでもせかい一れつを いさめるもよふばかりするそや

明治七年**陰暦十月**の或る日、教祖から、仲田儀三郎、松尾市兵衛の両名に対して、／ 「大和神社へ行き、どういう神で御座ると、尋ねておいで。」／と、お言葉があった。両名は早速大和神社へ行って、言い付かった通り、どのような神様で御座りますか。と、問うた。神職は、当社は、由緒ある大社である。祭神は、記紀に記された通りである。と、滔々と述べ立てた。しかば、どのような御守護を下さる神様か。と、問うと、神職達は、守護の点については一言も答える事が出来なかった。／ この時、大和神社の神職で原某という者が、そんな愚説を吐くのは、庄屋敷の婆さんであろう。怪しからん話だ。何か証拠になるものがあるのか。と問うた。両名は、持参したおふでき第三号と第四号を出して、当方の神様は、かく／＼の御守護を為し下さる、元の神・実の神である。と、日頃教えられた通り述べ立てたところ、一寸それを貸せ。と言うた。その二冊を貸すと、神職は、お前達は、百姓のように見えるが、帰ったら、老母に指を煮湯に入れさせよ。それが出来れば、こちらから東京へ願うて、結構なお宮を立てゝ渡す。出来ねば、元の百姓に精を出せ。と、言い、記紀に見えない神名を称えるは不都合であるから、これは弁難すべき要がある。石上神宮は、その氏子にかゝる異説を唱えさせるのは、取締り不十分の謗りを免れない。何れ日を更めて行くであろうから、この旨承知して居よ。と、いきました。【『稿本教祖伝』P115】

明治7年の大和神社事件の発端 6月の御神体取替

明治7年6月23日に、大和神社では御神体を取り換える儀式を行なっています。昔からの御神体は古代に火災のために焼けてしまったとして、新たに御神体を下げ渡してくれるようになると、新政府に願い出、その結果、大国魂神の八尺瓊(やさかに)の勾玉は玉一粒に、八千戈神の広矛は剣に、御歳神の八握嚴稻(やつかのいつのいなだま)は鏡に、それぞれの御神体を換えました。(玉、剣、鏡は天皇家の三種の神器)

「おふでさき」に けふの日ハなにがみへるやないけれど
六月をみよみなでかけるで(四-119)
とあります。4号は、新暦7年4月に書かれています。この「6月」というのは御神体取替の事を指していると思われます。これが前頁の けふの日ハなにがみへるやないけれど
八月をみよみなみへるでな(五一-56)
みへるのもなにの事やらしれまいな
高い山からをふくハのみち(五一-57)

につながっていきます。教祖の命を受けて松尾市兵衛、仲田儀三郎両名が大和神社で尋ねたことは天神地祇の御姿並に御守護であったからです。大和神社は明治新政府の「王政復古神武創業ノ始ニ被為基(もとづかせられ)」という方針に沿って「御姿」を三種に神器変えた直後でした。

政府は具体的な国民教化の方針として、三条の教則を定め、全国でこの講習会が開かれていました。明治6年の暮れには、中山家でも開催されていました。

明治七年三月十九日少宮司演島正誠コレラ歎キ古傳ヲ折衷シ、玉一顆ヲ
大国魂神、鏡一面ヲ御歳神、剣一口ヲ八千戈神ノ御靈代トシテ朝廷ヨリ
奉納セラレンコトヲ教部省ニ請願セラレシガ、同年六月二十三日奈良県
権參事小池浩輔ヲ勅使トシテ奉鎮ノ祭典ヲ行ハセラル。『大和志料』

【『復元』32号、P336】

現在の祭神は上記の3座で、

- ・中央社殿に倭大国魂神——ご神体：八尺瓊（玉）→現在：玉
- ・左に八千戈神——ご神体：広矛→現在：剣
- ・右に御年神（御歳神）——ご神体：八握嚴稻→現在：鏡

が祀られているが（大倭神社注進状による祭神という）、元々のご神体は、永久6年（1118）に神殿とともに焼失、新たに造ったご神体も天正（室町末期）の兵火で焼損、焼け焦げた石をご神体としていたが、明治7年（1874）に朝廷より奉納されたのが、今のご神体という。／ 延喜式には一座とあることから、本来の祭神は、市磯長尾市を祖とする大倭直氏が祀ったヤマトオオクニタマ神であり、他の二座は後の合祀であろうが、その合祀由緒は不明。／ 倭大国魂神との“国魂”とは、国そのものを神格化したもので、国々を治めるのは人であるとともに、その土地に鎮座する神の靈力（国魂）によって成就するとされ、本居宣長は「その国を經營坐（ツクリ）し功德（イサオ）ある神を、国玉国御魂」という（神道事典・1999）。／ そこから、ヤマトオオクニタマ神とは、大和国を造り治める国つ神・地主神を意味するが、大倭神社注進状には“大己貴神（オオナムチ）の荒魂で大地主神”と記している。オオナムチが倭国全体の大地主神である大国主神の別名とすれば（書紀一書2）、オオクニタマとオオナムチは異名同神ともいえる。／ 八千戈神とは、書紀（一書6）によればオオクニヌシの別名とされるが、オオクニヌシを各地の国つ神を統合した神名とみれば、別神ともいえる。八千戈（沢山の戈）と名乗ることから武神ともみられるが、古事記に越のヌナカワ姫への妻問い合わせがあるように、艶福の神でもある（戈は男性に通じる）。／ 御歳神（御年神）は、穀物神・大年神（オオトシカミ、スサノヲの御子神）の御子神という（古事記のみ）。御子神は父神の一面を引き継ぐという意味では大年神と同神ともいえる。古く、“年”は“稻の実り”を意味し、大年神・御歳神いずれも穀物神。／ 【ネット《戸原のトップページ》◎社寺巡拝記 最新更新日：2021.07.10】より】

三条の教則説教は「せかいなみ」

天皇祭祀は、国民にたいして積極的に皇祖神と天皇の恩を教え、敬神におもむかせる教化の原点として設定されました。それでは、国民への教化はどのようにして行われたのでしょうか。慶応3年以降の明治政府の文書(次頁)をもとにして、具体的な教化内容として、「三条の教則」が示され、説教が行われていきました。

これに対して、教祖は三条の教則説教の場として「つとめ場所」を提供する秀司の行為を含めて、王政復古に基づく国民教化の基準そのものを「せかいなみ」としたのです。

明治五年、教部省は国民教化の基準として、「教則三条（三条の教憲）」を教導職に提示した。

- 第一条 一 敬神愛国ノ旨ヲ体スヘキ事
- 第二条 一 天理人道ヲ明ニスヘキ事
- 第三条 一 皇上ヲ奉戴シ朝旨ヲ遵守セシムヘキ事

しかし、この三条のみではあまりにも簡単すぎるので、翌六年、「十一兼題」と「十七兼題」が発布された。「十一兼題」は、「神徳皇恩・人魂不死・天神造化・顕幽分界・愛国・神祭・鎮魂・君臣・父子・夫婦・大祓」の十一項目からなり、大教の名のもとに宣布すべき神道思想の要諦が具体的に示されている。一方、「十七兼題」は、「皇国国体・皇政一新・道不可変・制可隨時・人異禽獸・不可不教・不可不学・万国交際・権利義務・役心役形・政体各種・文明開化・律法沿革・国法民法・富国強兵・租税賦役・產物製物」の十七項目で、文明開化的な教化題目で占められている。

以上の二十八兼題は、教導職が説教を実施する上での項目であると同時に、教導職の昇進試験の項目であったというが、大方の教導職にとって、自らその項目に則した説教を行うことは困難であり、それに関する注釈書が必要となつた。その要請にこたえて、政府・民間から教則三条、二十八兼題についての注釈書が盛んに発行されることになる。【「十柱の神考(2)」『天理教学研究37号』早坂正章. P39】

王政復古とは神武天皇による建国の昔、天照大神の神命による天皇の国土統治の開始の時点に帰ることである。それは天皇親政・天皇親祭の実現を意味し、したがって「祭政一致」の治世を意味する。また、それは「皇道」という「治教」が国民（「億兆」）に浸透し、「上下同心」の治世を実現させること、すなわち「政教一致」の治世でもなければならない。これらの文書は、天皇祭祀や天皇崇敬や国家的神社をめぐる実践・言説の複合体としての国家神道が実現していくもととなる大構想を描き出している。そしてその大構想は

「祭政教一致」の理念によって代表させができるだろう。【「一九世紀日本の宗教構造の変容」島薦進. P13 『コスモロジーの「近世」』岩波書店. 2001】

七号

1. 月日より三十八ねんいぜんにて あまくだりたる元のいんねん
2. 月日よりそのいんねんがあるゆへに なにかいさいをはなしたいから
3. 上たるハそれをしらすになに事も せかいなみやとをもているなり
4. このところ元なるぢばの事ならば はぢまりだしをしらん事なし
5. 上たるゑこのしんぢつをはや／＼と しらしてやろと月日をもゑど
6. 上たるハそれをしらすにめへ／＼の わがみしやんをばかりをもをて
7. 月日にハたん／＼みへるみちすぢに こわきあふなきみちがあるので
8. 月日よりそのみちはやくしらそふと をもてしんばいしているとこそ
9. にんけんのわが子をもうもをなぢ事 こわきあふなきみちをあんぢる
10. それしらすみな一れハめへ／＼に みなうゝかりとくらしいるなり

五号

60. その事をなにもしらすにそばなるハ せかいなみなる事をふもをて
61. なにゝてもせかいなみとハをもうなよ なにかめつらしみちがあるぞや

一号19. このさきハ上たる心たん／＼と 心しづめてハぶくなるよふ

【註釈】

三、上に立つ人々は、こういう親神の意図を少しも知らずに、親神の説くところを世間普通の教のように軽く考えている。

【『おふできき講義』P229.上田嘉成.1973】

「上たる」上に立つ人々、具体的に言いますと警察であるとか県庁であるとかいうような人々です。そういう人達は、親神様の深い親心、元初まり以来の元のいんねんというものを知らないで、「せかいなみや」世間にありふれた流行（ハヤリ）神さんのように思って、しかも、政府の公認を得ていない流行神さんだ、というふうに軽く見ている。

こかんの妊娠をどう捉えるか

—「せかいだすけ」という目的をわかつていない—

七号51

「こかん」は、明治8年新暦9月27日に流産がもとで亡くなっています。七号が書かれたのは明治8年新暦2月から八号が書かれる5月までの間で、この時期「こかん」が妊娠していたと思われます。40. の「をびや」の話は「こかん」に関係したこととも解釈できます。それはまた、「ためしあらめ」とあることによって、『稿本』などに書かれている「おびや許し」の話に疑問を抱かせます。「せかいなみ」は七号69にも出てきます。51と69の「せかいなみ」は同じ事柄を指していると思われます。

【現行版註釈】

四一、四二、この度は、をびやたすけの真実を早く現したいと親神は急いでいるが、二列の者は今までに前例のない事であるから、半信半疑でちゅうちょ、しゅん巡している。

四三、誠実の心を定めて、心から親神に願うならば、自由自在の守護を、今直ぐにでも与えてやろう。

四四、この自由自在の守護は、今までだれも知らぬ珍しい事であるから、だれも彼も親神の真意を悟り得ないでいるが、これは、親神としては、はがゆくって堪らない事である。

⑨

七号

40. いまゝてもいかなるみちもとふりたが をびやたすけのためしあらめ や
41. このたびハをびやたすけのしんぢつを はやくたすけを月日せけども
42. 一れつハいまゝでしらん事やから みなぢいくりといづみいるなり
43. しんぢつに心さだめてねがうなら ちうよぢざいにいまのまあにも
44. この事ハたれでもしらぬ事やから むねがわからん月日さんねん
45. いまゝてハなによる事もみへねども これからさきハはやくみゑるで
46. しんぢつの心あるならなになりと はやくねがゑよすぐにかなうで
47. とのよふな事ハいかんとゆはんてな たすけ一ぢよせゑているから
48. こらほどに月日の心せきこめど そばの心わなんでいづむど
49. はや／＼と心いさんでせきこめよ 月日まちかねこれをしらんか
50. 月日よりぢうよぢざいをしんぢつに はやくみせたいこれが一ぢよ
51. こらほどにをもう月日のしんぢつを そばの心わまたせかいなみ
52. とのよふな事をゆうのもにんけんの 心でわない月日こゝろ や
53. いまゝでハなにをゆうてもにんけんの こゝろ がまぢるよふにをもふて
54. しかときけこれから心いれかへて にんけん心 あるとをもうな
55. いまゝでハをなじにんけんなるよふに をもてているからなにもハからん
56. これからハなにをゆうにもなす事も にんけんなる とさらにをもうな

「おふでさき」における「をびや」の全用例

七号40. いまゝてもいかなるみちもとふりたが をびやたすけのためしあらめ や

41. このたびハをびやたすけのしんぢつを はやくたすけを月日せけども

78. いまゝでもをびやほふそのこのゆるし なんとをもふてみながいたやら

80. これからハをびやたすけもしいかりと せつなみなしにはやくむまする

97. このつとめどふゆう事にをもうかな をびやほふそのたすけ一ぢよふ

八号32. またたすけをひやぢうよふいつなりと のばしなりともはやめなりとも 15

ここから、「おふでさき」のうたの具体的な解釈を検討していきましょう。まず、40, 41の「をびや」です。【註釈】は「をびや」の説明をするのみで、なぜ明治8年に「をびやたすけのためしあはめ」と書かれたのかという個別の事情についての解釈をしていません。数ある「おふでさき」の解説本で、当時の事情に基づいて解釈を試みているのが、『おふでさきを学習する』(安井幹夫.2016)です。ここで安井氏は37.に注目して、「身上に知らせるの意」(これを前者)をまず挙げ、ついで40.の「をびや」に目を向け、子供の誕生に関わることだとします。そして〈72. なわたまへはやくみたとをもうなら 月日をしへるてゑをしいかり〉から、「たまへ様誕生にまつわる史実」(こちらが後者)としています。ここで七号が書かれたときに妊娠していたのは誰かがポイントになります。秀司とまつゑの子であるたまへ(出生時は「まち」)は、明治10年に生まれています。ですから72.の「たまへ」とはこかんのおなかの子としか考えようがありません。その様に考えると、前者、後者という区別はなく、妊娠も含んだこかんの身上だけの問題になります。(たまへ出生に関する話は他で詳説しているので此処ではふれません。)

七号35～37で、次のようにいわれた。

いまでも今がこのよのはじまりと ゆうてあれどもなんの事やら 七 35 /このたびのちうよぢざいでとくしんせ いまでこんな事ハしろまい 七 36
月日よりたいないよりも入こんで ちうよぢざいをみなしてみせる 七 37

35の「今がこのよのはじまり」をどう理解するか。29でつとめの利益について言及されていることから、つとめにかかわってのお話であることが推測できる。いわば、つとめが「この世を初めかけたも同じ事」(六号7)といわれていることを考えあわせてみると、つとめの段取りをすすめていることは、まさに「今がこの世の始まり」ということになろう。そのうえからも、元初まりの話も説いたのであるが、人間はなんのことであろうかと、それをまともに信じようとしない。だから胸の掃除を急いでいるのである。そこで、体内に入り込んで、自由のはたらきをあらわすので、それをみて得心するようにいわれたのである。

37の、月日が体内に入り込むとは、二つの場面が考えられる。一つは、胸の掃除という話の脈絡からすれば、銘々の身の内に、ということで、身上に知らせるの意になる。この解釈は、31～32で、「銘々の内の話や」「胸の内より真実を出せ」といわれていることから導かれる。／一方、39～40で、

このさきハいつにたりてもこのどぶり ちうよぢざいをはやくしらする 七 39 /いまてもいかなるみちもどぶりたが をびやたすけのためしあはめや 七 40
と、をびやたすけに話がすすんでいることからして、子供の誕生にかかわることがらを指す、といえるのである。それも、親神のはたらきをみせ、信じることができるようにするということからすると、そばな者たちにかかわるものということになるだろう。

その点については、65～72で、たまへ様誕生にまつわる史実に触れられていることが根拠となる。どちらかといえば、この後者の意が強いようにも思われるが、前者も棄て難いものがあり、両義にとおきたい。(『おふでさきを学習する』P276.安井幹夫.2016.私家版〈初出「みちのとも」連載〉)

教祖はこかんをおやしきに戻せと言っているのに、周りの人々はそれに応じず、さらにこかんは樋本の子を宿してしまいます。世間一般の考えならば、後妻に行つた人に子供が出来れば、「めでたし、めでたし」ということなのに、教祖は子供を連れて中山家に戻れというとんでもないことを言うわけです。

現行版の『註釈』は、こかんの状態を「身上(病氣)」としか記していませんが、昭和3年版では「身重となられ間もなく流産された」とありました。

七号

65. このたびのはらみているをうちなるわ なんとをもふてまちているやら
66. こればかり人なみやとハをもうなよ なんでも月日ゑらいをもわく
67. このもとハ六ねんいぜんに三月の 十五日よりむかいとりたで
68. それからハいまゝて月日しいかりと だきしめていたはやくみせたい
69. それしらすうちなるものハなにもかも **せかいなみ**なるよふにをもふて
70. このはなしどふゆう事にをもうかな これが大一このよはじまり
71. またさきのみちのよふだいたん／＼と よろづの事をみなといてをく
72. なわたまへはやくみたいとをもうなら 月日をしへるてゑをしいかり
73. このはなししんぢつをもう事ならば こゝろさめてはやくかゝれよ

【現行版註釈】

11号25—40、総註 明治五年陰暦六月十八日、樋本の樋本家に嫁いでおられたおはる様（教祖様の第三女）が出直されたが、当時、樋本家には、十五歳を頭に当年生まれにいたるまで五人の子供があつて、手不足勝ちで家事万端に就て種々の困難を感じていられたので、その後妻としておはる様の妹たるこかん様を懇望された。しかし、教祖様は、神意のまにまにこれを承諾されなかつた。というのは、こかん様はぢばにいんねんある方であつて、この方をおぢばに留め置いて、いつまでも親神様がたすけ一条の上に御用をおさせになる思召だったからである。（本号28—32及69—72註参照）

然るに、側々の勧めもあり、且つその困つておられる有様も、見ているに忍びなかつたので、当時戸主であった秀司先生及び本人のこかん様も、遂に人情にほだされて、樋本家へ赴かれた。しかし、神意のこう遠は人意を以て計かり難く、その後、明治八年こかん様は身上に重いお手入れを受けられ、益々容態が悪くなつたので、ここに初めて神意の厳として動かすべからざるを悟られ、遂に意を決し病を冒して教祖様の許へ帰宅されたが、時あたかもお屋敷の門屋新築の件に関し、教祖様が奈良監獄へ二十六日から三日間御苦労下されたのを合図立て合いとして、そのお留守中の陰暦八月二十八日三十九才を一期として、遂に出直された。教祖様は、その日監獄からお帰りになつてこれを御覧遊ばされ、暫し御愁傷の態であったが「お前は何処へも行くのやない。せみの抜けがらも同じ事、魂はこの屋敷に留まつてゐる。またこの屋敷に生まれ帰つて來るのやで。」と、さながら生ける人に物言う如く微笑やかに仰せられたという。（第九号36—39註参照。）

昭和3年版「註釈」には、小寒の妊娠と流産が書かれていた
『註釈』の改変によって、当時の状況が分からなくなってしまった！

昭和3年版の「註釈」では、「明治八年、小寒女は梶本家に在って身重となられ間もなく流産された」と明記していますが、12年版では「明治八年六月より小寒様は重く身上にお手入れを受けられ」とその妊娠を消してしまい、それが現行版に引き継がれています。『稿本教祖伝』のような書き方だけでは、当時の状況は分からないでしょう。なぜ「妊娠→流産」を削除したのか、明治8年にこかんが妊娠していたのでは、明治8年2月に執筆された七号の72「なわたまへはやくみたいとをもうなら月日をしへるてゑをしいかり」との関連を疑われる、と考えたのでしょうか。

魂のいんねんにより、親神は、こかんを、いつ／迄も元のやしきに置いて、神一条の任に就かせようと思召されて居た。しかし、人間の目から見れば、一人の女性である。人々が、縁付くようにと勧めたのも、無理はなかった。こかんは、この理と情との間に悩んだ。／ 第十一号前半から中頃に亘り、この身の障りを台として、人間思案に流れる事なく、どこ／迄も親神の言葉に添い切り、親神に凭れ切って通り抜けよ、と懇々と諭されて居る。（『稿本天理教教祖伝』P131）

2023.11P13

【十一号.昭和3年版註釈】註（二五一四〇の総註）

明治四年陰暦六月十七日、櫻本村に於ける梶本惣次郎氏の妻女春子女（御教祖の第三女）が逝去されたが、当時、梶本家には、十五才を頭に当年生まれの五人の子供があって、家事万端に就て種々の困難を感じていられたので、其後妻として春子女の妹たる小寒女を懇望された。然し、御教祖は神意のまゝに／迄容易に之を承諾されなかつた。と言ふのは小寒女はぢばに因縁ある魂を持って居られたので、此方をおぢばに留めおいて、何日までも親神様の御用をおさせになる思召だったからである。（本号28,29,30,31,32のお歌及び、69-72註参照）

然るに、尚梶本家からは再三の懇望がある上に側々の勧めもあり、且其家の苦境に対して充分同情すべきものがあったから、当時戸主であった秀司先生及び本人の小寒女も遂に人情に絆されて御教祖の思召に反して梶本家に赴かれることになった。然し神意の宏遠は人意を以て計り難く、其後、明治八年、小寒女は梶本家に在って身重となられ間もなく流産されたが、産後の経過思はしからず、益々様態が悪くなつたので、此處に初めて神意の嚴として動かすべからざるを悟られ、遂に意を決し病を犯して御教祖の許に帰宅されたが、時恰もお屋敷の門屋新築の件に関し、御教祖が奈良監獄へ二十六日から三日間御苦勞下されたのを合図立て合いとして、その御留守中の八月二十八日、三十九才を一期として遂に御帰幽あそばされた。御教祖は其日監獄からお帰りになって之を御覧遊ばされ、暫し御愁傷の態であったが「お前は何処へも行くのやない。蝉の抜殻も同じこと。魂は此屋敷に留まっている。また此屋敷に生れ帰つて来るのやで」と、宛然（※えんぜん一きながら）生ける人に物言ふ如く微笑やかに仰せられたといふ。（第九号36-39註参照）

【昭和12年版註釈】明治八年六月より小寒様は重く身上にお手入れを受けられ、八月には中山家へ帰つて来られた……

『註釈』は、七号72. の「たまへ」を秀司の妻、まつゑの子であるとしています。しかし、この子は明治10年2月10日の出生で、七号が書かれた明治8年2月から5月より1年半以上あとです。65. に「このたびのはらみているを」とあることから、妊娠前の予言とするにも無理があります。

【現行版註釈】

65-72、総註 秀司先生の庶子お秀様は、六年前即ち明治三年三月十五日に出直された。このお秀様の魂は元々深いいんねんがあるので、親神様は早くいんねんある元の屋敷へ生まれ出さしたいと、その魂をしっかりと抱きしめておられたが、時刻の来るのを待って秀司先生の奥様まつゑ様に宿し込まれ、出産せしめられる事を予言せられたものである。こういう深い親神様の意図を知らぬそばな人々は、深い神意の程を知らず、何事かよく分からぬままに軽く聞き流していたのであるが、親神様には、今度生れる子供は女の子である事まで分かつてあるから、出産前から「たまへ」という名前まで付けて置かれたのである。これは、親神様のお働きが自由自在である事を実証せられたものである。そして、このような自由自在を見たいと思うならば、親神様の教えられるおつとめの手をしっかりと覚えて勤めてくれよ、と、仰せられたのである。（第一号61及第三号110註参照。）

【昭和3年版註釈】

65-72、総註 秀司先生の庶子秀子嬢は、六年前即ち明治三年帰幽せられたが、この秀子嬢の魂は元々深い因縁があるので、親神様は早く因縁ある元の屋敷へ生まれ出さしたいと、その魂をしっかりと抱きしめて居られたが、時刻の来るのを待ち秀司先生の正妻松恵様に宿し込まれ、出産せしめられる事を予言せられたものである。斯う云ふ深い親神様の思惑があるとは知らぬそばな人々は、余り気にはかけていなかつたのであるが、親神様には、今度生れる子供は女の子である事まで分かつてあるから、出産前から「玉恵」と云ふ名前まで付けておられたのである。これは、親神様のお働きが自由自在であることを実証せられたものである。そしてこのような自由用を見たいと思ふならば、親神様の教へられるお勤めの手をしっかりと覚えて勤めて呉れよと仰せられたのである。（第一号61及第三号110註参照。）

※現行版、昭和3年版ほぼ同文である。唯一、3年版では「出直し」が「帰幽」になっている。

八号34. に「せかいなみ」があります。その前、33. の『註釈』は「これ程の自由自在のたすけをするといふのは、決して軽々しいことと思うでない。親神の方には深い深い考えがあつてすることである。」となっています。

この問題は、「よい」の解釈です。『註釈』は「軽々しいこと=容易」という意味に取っています。『用語別おふでさき集』(天理教青年会本部.2001)という本では、「よい(容易)」として、7例が出ています。本部では、「よい」は「容易」と解釈する方針がとられているのです。この7例を読むと、6例は「よいなる事」で、これに「ない」「をもうな」という否定形が続きます。他の1例は、16号50. で、ここは「よいな」で他の6例とは形が異なり、「容易なーよいな」の解釈が妥当と思われます。しかしほかの6例は「よいー良い」と解釈した方がよいように思います。

なぜ「よい」全部を「容易」という解釈に本部はしているのでしょうか。それは「良い」では前の部分を否定することになってしまふからです。33では「のばしなりともはやめなりとも」は悪い事だということになります。他の5例は、神の「りいふく、さんねん」が前にあって、それは良い事ではないという意味になります。

八号

25. このよふのほん元なるとゆうのハな このところよりほかにあるまい
 26. このはなしどふゆう事にをもうかな どふゆはなしもみなしたいから
 27. このよふをはじめだしたるしんぢつを みな一れつハしよちせゑねば
 28. どのよふなたすけするにも人なみの よふなる事ハゆうでないから
 29. いまゝてにみへたる事やある事わ そんな事をハゆうでないそや
 30. これまでにない事ばかりゆてきかし しんぢつよりのたすけするそや
 31. このたすけどふゆう事にをもうかな ほふそせんよのまむりこしらゑ
 32. またたすけをひやぢうよふいつなりと のばしなりともはやめなりとも
 33. こらほとのぢうよじさいをゆうのもな **よいなる事とさらにをもうな**
34. 月日にハたいて心ハつくせとも せかいぢううハまだせかいなみ
 35. このよふをはじめたしたるほんしんを ゆうてきかさん事にをいてわ
 36. このよころつとめばしよハにんけんを はじめだしたるところなるそや
 37. にんけんをはじめたしたるこのをやハ そんめゑでいるこれがまことや

「よい」の全用例(7例)

六号 71. しんちづの月日りいふくさんねんわ よいなる事でないとをもゑよ
 八号 33. こらほとのぢうよじさいをゆうのもな **よいなる事とさらにをもうな**
 十二号22. 今日の月日の心さんねんわ よいなる事でないとをもゑよ
 " 117. このためしまこと月日のさんねんわ よいなる事でないとをもゑよ
 十三号32. このたびの月日ざねんとゆうものわ よいなる事でないとをもゑよ
 十六号50. こゝまても**よいな**くときやないほとに このたびこそハしやんするよふ
 " 52. けふの日の神のさんねんりいふくわ よいなる事でないとをもゑよ

「十六年榊井本」の「たすけ」の方法は教祖の教えではない

「こふき十六年榊井本」に、「はやめなりとものばしなりとも、ねがいとふりかなうようのまもりだす」という一節があります。これを「おふでさき」の部分と比較してみましょう。

八号32. またたすけをひやぢうよふいつなりと のばしなりともはやめなりとも
33. こらほとのぢうよじさいをゆうのもな よいなる事とさらにをもうな
34. 月日にハたいて心ハつくせとも せかいぢううハまだせかいなみ

「よい」を「良い」と解釈すると、「よいなる事とさらにをもうな」で悪い事になってしまいます。そして、「はやめなりとものばしなりとも」は、「せかいなみ」の考え方ということになります。

現代の産科では、「のばしなりともはやめなりとも」が可能になって、土日、夜間の出産は、少ないそうです。しかし、当時はそんな技術はなく、忙しいときに生まれないようにという人々の願望の受け皿として、安産お守りを売るためのセールストークではなかったでしょうか。ですから、教祖は「はやめなりとものばしなりとも」は良い事ではないと否定し、他の神社仏閣でも出しているようなお守りと同じで、「せかいなみ」といったのです。

「十六年榊井本」

人間、神のかしもの、みのうちわ、神のしゆうよふ(自由)わ、おい(び)やのたすけでしや人(ママ) (思案) してみよ。さん(産)のゆるしわこのやしきゑねかいてるなら、はらおびいらず、もたれものいらず、七十五日のとくいみもいらず、みのけかれなし。つねのとふりにゆるすこと、おひやたすけわ、人間をこしらゑた神のしよふこに、よろづたすけのみちあけなり。

またこのさきわ、人間のこころすまして、なんときまでおりても、やまざしなず、よわらずのたすけをおしゑる。おびやじゆうよふ、はやめなりとものばしなりとも、ねがいとふりかなうようのまもりだす。ほふそふせぬよふのうけあいのまもり、またわ、あくなんよけのまもりたす。百姓のたすけわ、はゑでのふだ、むしはらいのふた、せいしく(成熟)のふた、こゑのさつけの札。こやしのさづけとゆうわ、ぬか三合、はい(三《補・梶本本22》)合、土三合、つご(都合)を九合ちよふこお(調合)しで、こゑいちた(一駄)のたすけなり。これみなまもりわ、千あてつゞ、つとめにかけてた(出)す。ふたわ千まいつゝひと(一)つとめにかけてだす。こゑわ百だ(駄)つゞ一つとめにかけてた(出)す。これみなかくらほんつとめなり。【『こふきの研究』P132. 中山正善. 1957】

こかんの妊娠と3年目には返せとの約束の履行 十一号12

⑫

ここは、七号51. 同69. と同じ意味です。
ただ十一号のこの時点では、こかんは既に流産をしていたと思われます。

「一どふゆうてをいた(11)こと、「ことハリた(23)」ことは、『三年の間貸す』(「小寒子略伝」『増野鼓雪全集22』P23.1928~29)、『夫では三年だけやで、三年の後には、赤ききものをきて、上段の間へ坐つて、人に拝まれる様になるのやで』(『改訂正文遺韻』復刻版P109)と教祖が言ったことを指しています。

後妻に行ったのだから、子供も出来たことだからと教祖の思いに応じなかつた結果として、こかんは流産し、体調を崩して明治8年9月に、中山家に戻り亡くなりました。

十一号

11. 月日より一どふゆうてをいたなら いつになりてもちがう事なし
12. それしらすそばの心ハたれにても **せかいなみなるよふにをもふて**
13. このたびのなやむところでとくしんせ みなの心もめゑ／＼心も
14. この事をぢうよぢざいハちがハねど みなの心にしよちなけねば
15. 一れつにしよちをしたる事ならば 月日うけよてたしかたする
16. このたすけどふゆう事いをもうかな **三かめへにハそといでるよふ**
17. これまでも月日とゆうてだん／＼と はなしもといてきたるなれとも
18. まだしんのところハさらにハかるまい このたびどんな事もあらわす
19. はなしでもをなしところでゆうならば なんどにんけん心なるよふ
20. みなのものをもう心ハきのどくや このたびところかへてはなしを
21. これきいていかなものでもとくしんせ 月日ぢうよふみなこのどふり
22. たいないへ月日いりこみぢうよふを ゆうていれどもしよちあるまい
23. このさきハせゑいゝばいにたん／＼と **ことハリたゆへかゝる事なり**

三年の月日は夢の如く過ぎた。御教祖は一日も早く小寒殿の帰られるのを待たせ給うた。けれども既に妊娠してをられた小寒殿は、中山家へ帰るのを好まれず、況(ま)して樋本家では帰す心は更に無かつたのである。／ 其所に神意と人意との大きい矛盾がある。見許し聞逃してをられた神様も、遂に心得違を諭されるべき時が来た。小寒殿は明治八年六月末に至つて、流産せられてから病床に親しむ身となられた。／ 病気になつては人力で如何ともする術が無い。小寒殿は遂にお地場へ帰つて来られたのである。其の頃御教祖は御筆先に於て『月日より社となるを二人とも、別間隔てて置いてもらたら』と仰せになつたのである。然しこれは遂に実現せずに終わつた。／ 斯く小寒殿は再び御地場の人となられたのであるが、其の心は元の小寒殿ではなかつた。御筆先に於ても『病気ではない心違ひや』『月日受合うてしかと助ける』とも『三日目には外へ出るやう』と、種々々々にお諭しがあつたけれども、小寒殿の心は再び取直すことはできなかつた。

同年九月奈良縣廳より取調べの筋があるから、秀司殿同道出頭せよとの命があつた。御教祖は秀司殿の代理辻氏と共に罷り出られたところが『妄りに衆庶を参拝せしめ人を惑すは不都合である』と云ふ理由で、御教祖は三日間辻氏は五日間拘禁せられた。其の御教祖の留守中、即ち9月二十七日、小寒殿は遂に永久の眠りに入られた。【「小寒子略伝」『増野鼓雪全集22』P24. 1928~29】

十二号の背景はよく分からぬ—情報が少ない明治9年

十二号は、明治9年から書き始められ、十三号が同10年に書かれているので、9年ないし10年の始めで終わっています。この号は182首と「おふでさき」のなかでは最もおうたの数が多い。

9年は『稿本』の記述も下に引用した部分のみで、教祖の周辺でどのようなことがったのか、情報があまりありません。風呂と宿屋の許可は、残存する記録では明治11年と12年になっており、出来事としては、8月の小坂村での雨乞があります。

用木の役割は、人を助けること 十二号20、21 ⑬、⑭

20、21の前に「よふぎ」の話があります。「ようぎ(よう木)」は用木で、教祖の教えを伝える者です。そのよふぼくの心構えが18、19に書かれています。ところがその心構えを持てないことを「せかいなみ」と表現しているようです。

一般の信仰とは、自分が助かる事であるのに対して、教祖が求めるそれは、人を助けることになり、その心になれないことを、「せかいなみ」と云われたのでしょうか。

十二号

14. けふの日ハなにのはなしをするならば よふ木のはぢめ事ばかりゆう
15. よふぎでもにんわたれともゆハねども もとハ壹ほんゑだわ八ほん
16. この木をはやくつぎたいせきこみで 月日のむねがつかゑきるなり
17. このきいも一ゑだしかとついだなら あとなるハみなはやくさだまる
18. なにもかも月日ゆう事しかときけ 心にさだめつけた事なら
19. それよりもみのうちなやみさらになし だん／＼心いさむばかりや
20. それしらすみなの心ハたれにても **せかいなみ**なる事ばかりゆう
21. このところ**せかいなみ**とハをもうなよ 月日の心ばかりなるぞや

【現行版註釈】

二〇、この、親神の心を悟らずに、誰も彼も、世間一般の者と同様な事ばかり言っている。

二一、このぢばは、世間一般と同様の所と思つてはならぬ。教祖は、ただ一条に親神の心ばかりを説き聞かせているのである。

年が明けると明治九年。絶え間なく鋭い監視の目を注いで居た当局の取締りが、一段と厳重になったので、おそばの人々は、多くの人々が寄って来ても、警察沙汰にならずに済む工夫は無いものか、と、知恵を絞った結果、風呂と宿屋の鑑札を受けようという事になった。が、この時、教祖は、／「親神が途中で退く。」／と、厳しくお止めになった。しかし、このまゝにして置けば、教祖に迷惑のかゝるのは火を賭るよりも明らかである。戸主としての責任上、又、子として親を思う真心から、秀司は、我が身どうなつてもとの思いで、春の初め頃、堺縣へ出掛けて許可を得た。お供したのは、榎井伊三郎であった。／しかし、このような人間思案は、決して親神の思召に添う所以ではない。／この年、八月十七日（陰暦六月二十八日）には、大和国小坂村の松田利平の願によって、辻忠作、仲田儀三郎、榎井伊三郎等の人々が、雨乞に出張した。／この年には、河内国の板倉樋三郎、大和国園原村の上田嘉治郎、その子ナライト等が、信仰し始めた。【『稿本天理教教祖伝』P134】

20, 21は解釈されていない

20, 21について解釈したものはほぼありません。『おふでさきを学習する』(安井幹夫)は14~19については解説しても、20, 21を飛ばして22にいってしまいます。天理教教理全般の解説をしている『ほんあづま』(八島英雄)も20, 21の解釈をしていません。なぜなのかと考えると、20. の「みんなの心」にあるように思います。「みんな」とは誰なのか。教祖の後継者として、ようぼくとして期待していたこかんは、「せかいなみ」の考え方しかできない周囲の人々によって死に追い込まれてしまいました。その「せかいなみ一自分に都合の良い事」をここでも繰り返されたとも考えられます。教祖の教えは「人たすけたらわがみたすかる」(三号47)にあります。この句は、現在の天理教でもよく使われますが、教えの真意を理解したうえで用いているのではないようです。この言葉を真に分かるためには、こかんが梶本へ後妻に行った明治5年から、同8年9月に亡くなるまでの間の事情を明確に知る必要があります。

風呂屋、宿屋の許可は明治11年及び13年

『稿本』を読むと、風呂と宿屋の許可を受けたのは明治9年とも取れる書き方ですが、資料によれば、同11年及び13年なのです。ですから、明治10年に秀司が奈良警察に留置されたときには、どちらも無許可だったことになります。

一、私儀昨明治十一年三月廿七日懸廳蒸氣浴出願致候處御間
濟二相成候間明治十二年二月廿五日ヨリ五月三十日迄九十五日
間私宅地ニ於テ蒸氣浴目印フラフ上度候間御定規之通通行之妨
害ニハ不相掛候間何卒御採用被成下度此段御願奉申上候也

大和國第壹大區三小區
山邊郡三嶋村 / 中山乙治郎印

蒸氣浴フラフ御願

堺縣令 榎所 篤 殿

前書之通相違無御座因テ奥印仕候也

明治十二年二月廿四日

戸長 萩村文二印

第五十九号
三等

明治十三年三月

旅籠屋營業免許鑑札

印
拾壹等
大和國山邊郡三島村
中山周治

堺縣

印

たすけの真意を理解しない
—「せかいなみ」と思っている—
月日の心=よろづたがいにたすけする
十二号106

(15)

十二号のポイントは、「90. なさけないとのようにしやんしたとても 人をたすける心ないので」にあるように思います。「人をたすける心がない」のが「せかいなみ」なのです。

88.に「わが子」というのがあります。

〈六号119. どのよふなものも一れつハかこなり
月日の心しんばいをみよ〉のおうたが秀司に対してであったように、ここでは「人をたすける心ない」と再び秀司に「心しいかりいれかゑてくれ」とこちらの転換を求めていきます。このような言い方は三号27~47にもあって、そのときはこかんに3年の期限が迫っているからと屋敷に戻ることを求めたもので、その理由として「人をたすける心」をあげています。十二号が書かれた明治9年にはすでにこかんは亡くなっており、一号で「神のてはなれ」(一号60)とも言われた秀司に対して、「人をたすける心」を求めたのです。

十二号

88. 月日にわどのよなものもわが子なり かわいばかりでみてハいれども
89. いまゝでハせかいぢいいハ一れつに めゑ／へしやんをしてわいれども
90. なさけないとのようにしやんしたとても 人をたすける心ないので
91. これからハ月日たのみや一れつわ 心しいかりいれかゑてくれ
92. この心どふゆう事であるならば せかいたすける一ちよばかりを
93. このさきハせかいぢううハ一れつに よろづたがいにたすけするなら
94. 月日にもその心をばうけとりて どんなたすけもするとをもゑよ
95. このたすけどふゆう事にをもうかな ほふそせんよにたしかうけやう
96. またゝすけりうけ一れつどこまでも いつもほふさくをしゑたいから
97. このみちをはやくしこもとをもゑども 一れつ心わかりないので
98. せかいぢいどこにへだてわないほどに 一れつしやんしてくれるよふ
99. しんぢつに心にさだめみなついて 神のゆう事そむきなければ
100. それよりも月日の心しいかりと うけとりしだいたすけせきこむ
101. このたすけ一寸の事やとをもうなよ これわにほんの一のこふきや
102. こえさいかはやくしいかりみせたなら とのよな高いところなるとも
103. こればかりにんけんハさでないからに 月日ぢうよふそむきでけまい
104. したるならいかほど高いところても まねへてけまいしやんしてみよ
105. 月日よりやますしなすによわらんの はやくしよこふだそとをもへど
106. 一れつハみなうたごふてたれにても せかいなみやとをもているので

『稿本』に明治9年の出来事として小坂村(現田原本町小坂)で雨乞いが行われたと云う記述があります。この出典が何かが見つからないのですが、昭和3(1928)年の「おふでさき講習会録」に十二号164～166を引用してこの話が出てています。それによれば、このときには雨は降らなかつたが、雨乞の願をした田は非常によく稔ったとあります。さらに同書は「世間の人は眼の前に見える事だけ知って、そのよつて起る根本の理、即ち世界の總ての事に働くて下さる親神様の御守護を知らないので御座ゐます」と記しています。また、『河原町大教会史』には「自分の田はどうなつても構わん、他人の田さえ水が入ればよいという心になれ」とあります。よく稔ったかどうかはともかくとして、八島英雄氏は、教祖の雨乞いの心として「人の田に水をやる心を定めなさい」というのが必ずあったということを言っています(『ほんあづま210号』P23)。

明治16年の雨乞いの例(『稿本』P260)では、雨が降つたとあり、降つたかどうかが問題にされる傾向がありますが、雨乞いの本質は、それに関わる人々の心の持ちようを変えることにあるようです。

雨乞いはその伝統(『雨乞習俗の研究』高谷重夫.法政大学出版局.1982参照)から考えれば、水不足という危機に對して、村民が一致団結してそれに立ち向かうために行われるもので、それは「おふでさき」や天理教に伝わる理解の仕方と通じています。いや、日本の伝統的な雨乞い理解を「おふでさき」が引き継いでいるといった方が正確でしょう。

十二号

155. せかいにわあめをほしいとをもたとて このもとなるをたれもしろまい
 156. このもとをしいかりゆうてかゝるから どんな事でもしよちするなら
 一中略一
 162. 月日にわたいないよりもこもりいて どんなしごとをするやしれんで
 163. どのよふなゆめをみるのもみな月日 まことみるのもみな月日やで
 164. このよふの水のもとなる事をばな まだこれまでわゆうた事なし
 165. このたびハほんしんぢつの水の事 どんなはなしをするやしれんで
 166. この元をたしかにゆうてかゝるから **せかいなみなる事でゆハれん**
 167. けふからわどのよな事もゆいかける なにをゆうてもしかときくなり
 168. にち／＼に高山にてわだん／＼と どんな事をばたのみたつねる
 169. これさいかみゑきたならばどのよふな 事もあふなきさらにないぞや
 170. けふの日ハなにのはなしをするやらな どんな事でもしよちしてくれ
 171. めへ／＼の心みのうちどのよふな 事でもしかとみなああわすで
 172. これみたらどんなものでもしんぢつに むねのそふちがひとりでけるで
 173. このたびハどんな事でもすきやかに あらわれだしてみなしてみせる
 174. たいないになにがあるやらどのよふな ものでもしりたものわあるまい
 175. このはなし月日のし事これをみよ 心しだいになにをするやら
 176. けふの日ハなにもしらすにたれにても **せかいなみなる事であれども**
 177. あすにちハどふゆうみちをみるやらな しんの心があらわれてくる
 178. この心あらわれでたる事ならば たれもそむきわさらにてけまい
 179. これみたらどんあものでもしんぢつに あたまかたけてみなしやんする
 180. さあしやんこの心さいしいかりと さだめついたる事であるなら
 181. このはなし月日の心ばかりやで にんけん心あるとをもうな
 182. この事をみな一れつハしんぢつに をもてたのめばどんな事でも

十三号

118. あまごいもいまゝで神がしんぢつに なにもゆうたる事わなけれど
 119. このたびハとのよな事もしんぢつを たづねくるならみなゆてきかす
 120. 月日にハなにかなハんとゆハんてな **みなめへ／＼の心したいや**

次に親神様の自由用の御守護の例として雨乞勤の事に就て簡単に申上げさして頂きます。

せかいにわあめをほしいともたとて このもとならをたれもしろまい (12号155)

このもとをしいかりゆうてかゝるから どんな事でもしよちするなら (〃 156)

此お歌は明治九年の六月二十八日より三日間、川東村小坂の松田利平氏の願によって辻忠作、仲田儀三郎、舛井伊三郎、村田幸右衛門、堀内與助等の人々が雨乞勤に行かれた時に諭されたもので、其時には雨は降らなかつたけれども、雨乞の願をした田は非常によく稔ったので御座ゐます。旱魃になれば世間では雨さへ降ればよいと思うて、何故雨が降ろか、又何故雨が降らないと『りうけい』に障るかと云ふ根本のわけを知らないのであります。即ち雨が降るのは雲讀命様の御守護により、又『りうけい』には水氣と温みの御守護が無ければ、育たないので御座ゐます。さうで御座ゐますから旱魃に仮令雨が降らなくとも月日両紳の御守護さへあれば『りうけい』が充分發育するのであります。此場合にも雨は降らなかつたけれども、お勤の理によって親神様は御守護下されましたから充分稔ったので御座ゐます。これを前述の155、156のお歌及び次のお歌におさとし下されたので御座ゐます。

このよふの水のもとなる事をばな まだこれまでわゆうた事なし (〃 164)

このたびはほんしんぢつの水の事 どんなはなしを するやしれんで (〃 165)

この元をたしかにゆうてかゝるから せかいなみなる事でゆハれん (〃 166)

即ち世間の人は眼の前に見える事だけ知って、そのよって起る根本の理、即ち世界の總ての事に働く下さる親神様の御守護を知らないので御座ゐます。人々が本當に會得出来るなら、根本の理を教へようと仰せ下さいましたので御座ゐます。(「おふでさき講習会録」『みちのとも』522号. P148. 1928. 道友社)

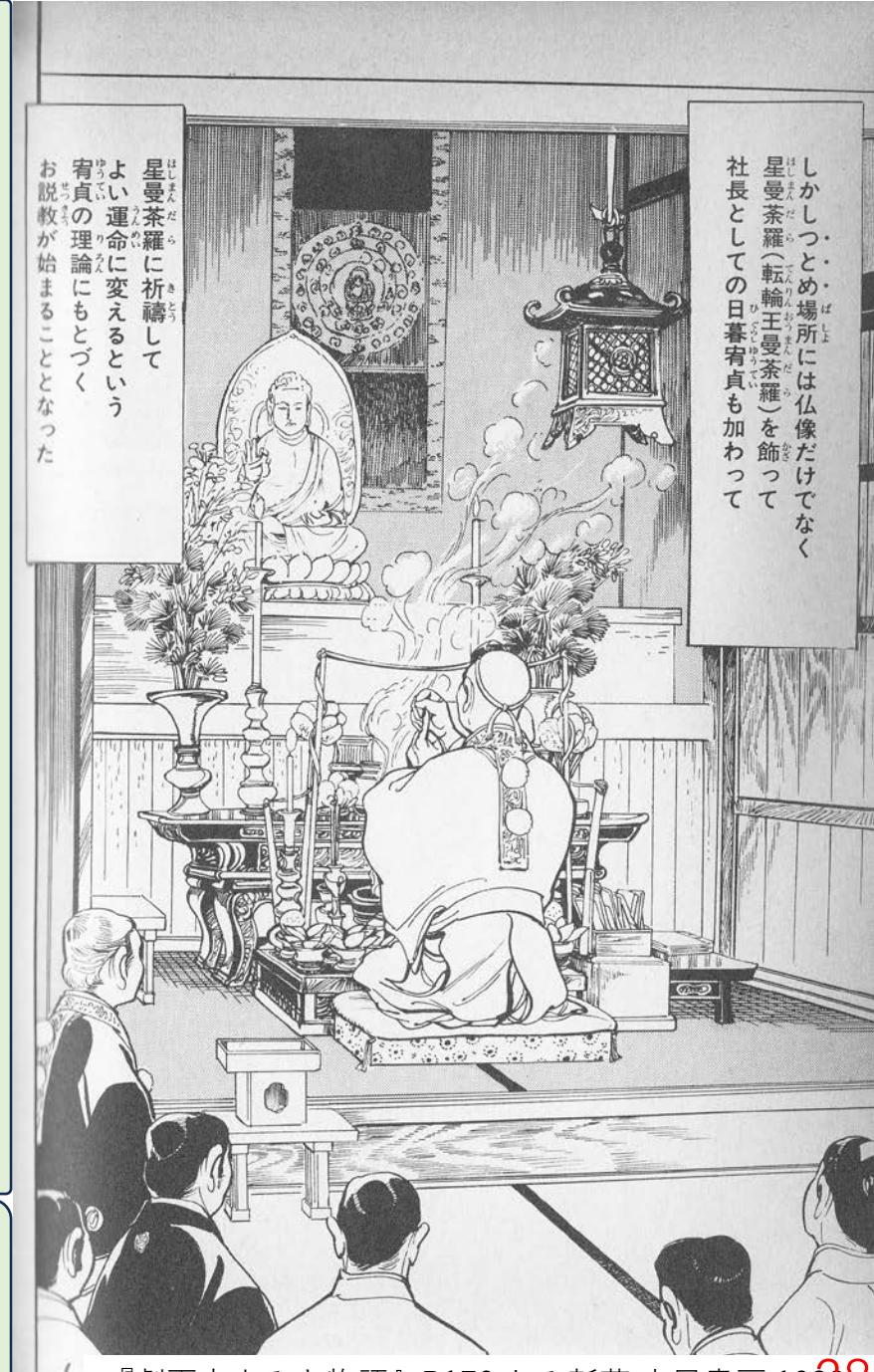
(明治19年) 山本先生が、「京都斯道会深谷源次郎および周旋方の者が、日照りのため百姓が困難致しておりますので、雨乞のお願いに参りました」と申されると、本席様(飯振伊藏)は黙って聞いておられましたが、やがて羽織を着、袴をはかれまして、左の手に扇を持って膝の上に置き、じっと少しも動かれずにおられると、しばらくして「ウ・・・・」と、それはそれはものすごい声を出して唸られました。この声につれて、扇が左胸の前あたりでまるく回されているうちに、扇がピタリと真直ぐに止まると、/ さあ/＼願い出る処、雨は世界に満ちてある。なれど人間の心に曇りありてはどむならん /とお言葉があって、そのまま神様はお上がりになりました。そこで山本先生は、「いま神様がおっしゃったように、雨は世界に満ちてあるが、人間の心が悪鬼のような心であるから、降る雨も降らんのや。自分の田はどうなっても構わん、他人の田さえ水が入ればよいという心になれば降らんことはない」とお取次してくださされたのでござります。この間、御本席様の御態度は少しも動じることなく黙っておいでになりました。(『河原町大教会史第一巻』P69. 1989)

81. このはなし四十三ねんいせんから
むねのざんねんいまはらすてな
82. それしらすうちなるものハなにもかも
せかいなみなるよふにをもふて
83. このみちハ四十三ねんいせんから
まことなんぢううなみちをとふりた
84. その事をいまゝでたれもしらいでも
このたびこれをみなはらすでな
85. このはらしどふしてはらす事ならば
つとめ一ぢよてみなあらハすで
86. このつとめをやがなに事ゆうたとて
とんな事てもそむきなきよふ
87. こればかりくれ／＼たのみをくほとに
あとでこふくhaiなきよふにやで
88. このたびのつとめ一ぢよとめるなら
みよだいなりとすぐにしりぞく
89. このはなしなんとをもふてそはなもの
もふひといきもまちていられん
90. はや／＼となりものなりとたしきけよ
つとめはかりをせへているから

十五号は、秀司が生きている間に書かれた最後の「おふでさき」です。この号が書かれた後、明治14年4月に秀司は亡くなっています。

81, 82はその秀司に対する教祖の思いが集約されているおうたです。「四十三ねんいせんから」というのは、天保9年の立教以来ということで、それから現在に至るまで、秀司は教祖の教えよりも「せかいなみ」に生きることを優先し、それゆえ、秀司の動きによって、「なんぢううなみちをとふりた」というわけです。それはたとえば、慶応3年の吉田神祇官領から得た裁許状によって、神道祭式がおやしきに持ち込まれたこと等々です。

そして十五号が書かれたときは、秀司主導で転輪王講社出張所という地福寺の配下に入ることによって、転輪王講社社長の僧侶日暮宥貞がおやしきの中で説教をすることで、おつとめそのものが変質してしまう事態になり、「みよだいなりとすぐにしりぞく」という非常に厳しい言葉が発せられ、その言葉通り、秀司は亡くなつたのです。



しかし、転輪王講社は秀司の妻まつゑによって引き継がれ、まつゑの死によって転輪王講社は終焉しましたが、秀司が残した「せかいなみ」の教えは、秀司の仲間によって現在まで引き継がれ、教祖の教えである「おふでさき」「みかぐらうた」を原典としつつも、「せかいなみ」の教理を説くという矛盾が、説ける教理がないという天理教の現状を招いています。